附則第五条の表平成二十四年三月三十一日の項を削り、同表平成二十七年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法

附則第十条第一項の表平成二十四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第七十九号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「四十六人」を「四十三人」に改め、同項ただし書中「三十人」を「二十七人」に改める。

第八条第三項中「六十六人」を「六十三人」に改め、同項ただし書中「二十六人」を「二十一人」に改める。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第九項中「六十六人」を「六十三人」に、「六十五人」を「六十二人」に、「二十六人」を「二十一人」に、「二十五人」を「二十人」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第八十号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「十二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を「十一人」に改める。

附則第五条第四項を削る。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第八十一号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「十人（うち四人）」を「九人（うち三人）」に改める。

第百四十六条中第二十五号を第二十八号とし、第二十四号を第二十七号とし、第二十三号の次に次の三号を加える。

二十四　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十五条の三の二第一項の規定による火災の原因の調査に関すること。

二十五　消防に関する試験及び研究に関すること（国民保護・防災部並びに消防・救急課及び予防課の所掌に属するものを除く。）。

二十六　消防大学校における事務のうち第百五十二条第二項第一号及び第七号に掲げるものに関すること。